

令和3年度 「京都映画賞」運営業務に係る受託候補者選定実施要領

京都市では、映画の中でも特に、時代劇製作に必要な資源が集積している京都で、映画文化の更なる振興、持続可能な担い手育成、国際文化観光都市としての魅力発信に寄与するため、時代劇に焦点を当てた「京都映画賞」を創設し、京都における時代劇映画の復興を目指すもの。

この度、「京都映画賞」運営業務の受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり提案を募集する。

なお、募集及び審査については、京都市が行うものとし、契約については、京都市が中核となり、令和3年4月頃に設立する予定の「京都映画賞実行委員会」（以下「実行委員会」という。）と締結するものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度 「京都映画賞」運営業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

京都が培ってきた映画文化の継承と更なる振興を図るとともに、時代劇をはじめとした京都での更なる映画製作につなげるため、京都ならではの時代劇を対象とした新たな顕彰制度を創設することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1仕様書のとおり

(4) 業務期間

委託契約日から令和4年3月31日まで

(5) 委託料上限額

13,480千円（消費税及び地方消費税を含む。）※賞金は含まず。

(6) 業者選定の方式

専門的なノウハウやネットワークを活用し、効率的・効果的に事業を遂行するため、公募型プロポーザル方式による総合評価を行い、参加業者の中から審査によって1者を選定する。

2 参加資格

(1) 参加要件

受託候補者の指名に当たっては、次の資格要件を全て満たしていることを前提とする。

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。

イ 以下に掲げるいずれかの業務の類似実績を有すること。

- ・実行委員会事務局運営に関する業務の実績
- ・広報宣伝業務に関する業務の実績
- ・表彰式、上映会等に関する業務の実績

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

オ 次項に定める書類の提出期限の日（令和3年4月13日（火））から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。

(2) その他

複数の法人等によるグループで提案する場合は、グループの構成員となる全ての法人等が、上記2(1)の要件を満たすこと。

なお、グループの構成員が別のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできない。

3 参加業者の受付・提出書類等

(1) 提出資料 ※5部のものは正本1部と複写4部でよい。

次の項目の書類を提出すること。

ア 参加申込書	第1号様式	1部
イ 業務実績調書	第2号様式	5部
ウ 企画に関する提案書	第3号様式	5部
エ 業務実施に関する調書	第4号様式	5部
オ 見積書	第5号様式	5部

(2) 提出期限

参加申込書：令和3年4月5日（月）午後5時まで（必着）

その他：令和3年4月13日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

提出書類は持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地

Y・J・Kビル2階（三原、田中）

電話（075）366-0033

FAX（075）213-3181

電子メール bunka@city.kyoto.lg.jp

(5) 提出資料作成に関する質疑受付期限

令和3年4月7日（水）午前10時まで（必着）

※質問方法は、電子メール、FAX（FAXの場合は、電話連絡のこと）により、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課に提出。

※質問に対する回答は、質問の受付の都度、速やかに京都市情報館に掲載する。最終は令和3年4月9日（金）までに掲載する。

4 提出資料記載上の留意点

以下の留意点及び別紙1の仕様書等を熟読のうえ、書類を提出すること。

(1) 業務実績調書 第2号様式

本業務に類似した業務の運営実績について記載すること。複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に最も類似していると思われるもの1件を記載すること。

- (2) 企画に関する提案書 **第3号様式**
(3) 業務実施に関する調書 **第4号様式**

ア 業務実施方針

本業務における団体等としての取組方針、取組体制、配慮する事項について記入すること。

イ 配置予定の業務責任者、職員の経歴等の状況

ウ 業務実施手法

進め方や団体等としての独自の工夫について具体的に記入すること。

- (4) 見積書 **第5号様式**

本業務の受託見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を本様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出すること。

5 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提出された「業務実績調書」及びプレゼンテーション（令和3年4月15日（木）実施。時間及び場所は別途通知）等に基づき、**別紙3**「京都映画賞運営業務に関する受託候補者選定評価基準及び評価点」に示す項目により、審査委員会において総合的に評価し、受託候補者1者を選定する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。また、合計点が満点の6割以上の場合に受託候補者とする。

審査は、以下の委員が行う。

【審査委員】（3名）

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当課長

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課課長補佐又は担当係長

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課主任又は係員

(2) 評価項目

別紙3「京都映画賞運営業務に関する受託候補者選定評価基準及び評価点」を参照すること。

(3) 選定結果内示の通知

選定結果については令和3年4月21日（水）までに、参加者全員に、FAX、電子メールもしくは電話により内示の通知をするとともに、各応募事業者の名称及び評価結果を京都市ホームページに公表する。なお、審査結果についての異議は受け付けない。

6 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者と企画提案書を基に契約内容に関して交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、次いで評価の高かった者を受託候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかった時も同様とする。

7 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(3) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ、決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなす。

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ実行委員会の承認を得ること。

(6) その他

この要領に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要領の解釈に関する事項については、別途、実行委員会が指示するところによるものとする。

8 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における提出資料の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 企画提案書に記載するべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、提出資料を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (6) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。

9 スケジュール

質問の受付	令和3年4月 7日（水）午前10時
質問的回答	令和3年4月 9日（金）までに京都市情報館に掲載する。
提案書の提出	令和3年4月13日（火）午後5時
プレゼンテーション	令和3年4月15日（木）
選定結果の通知	令和3年4月21日（水）までに通知する。

10 問合せ先

3(4)を参照のこと。